

平成 31 年度第 3 回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

令和元年 7 月 24 日（水） 午後 7 時 00 分～午後 9 時 20 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 齋藤利之委員 釜義満委員 坂入真由美委員 武田和也委員
山岡つかさ委員 新倉南委員 佐々木真弓委員 池邊照彦委員
荒井友香委員 鹿島洋子委員 佐々木いずみ委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長
子育て支援課長
児童青少年課長
健康課長
保育・幼稚園係長
施設給付係長
児童青少年係長
健康課主査
- (3) オブザーバー（コンサル） 株式会社総合企画

欠席者の氏名

平見歩委員

会議の議題

- 1 開会
 - 2 子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについて
 - 3 「量の見込み」と実績の比較一覧と補正の考え方について
 - 4 幼児教育の無償化について
 - 5 「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針（案）」について
 - 6 その他
 - 7 閉会
- 1 開会
- ・会長
- 本日は大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。それでは、定刻

となりましたので、ただいまより平成31年度第3回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。本日は、〇〇委員から欠席の旨、事務局宛てに連絡が来ております。それでは、事務局より、本会議での議題内容等についてご説明をお願いいたします。

・事務局

それでは、私のほうから、本会議での議題内容等に関しまして、ご説明をさせていただきます。なお、本会議では議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご承知おきください。

本日の議題内容などについてご説明させていただきます。

お手元に配付させていただきました次第のとおり、2「子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについて」、3「量の見込みと実績の比較一覧と補正の考え方について」、4「幼児教育の無償化について」、5『「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針（案）」について』、6「その他」でございます。以上でございます。

・会長

ありがとうございます。本日でございますが、議題も数多くございます。もとより慎重な審査を妨げるものではありませんけれども、委員の皆様におかれましては、この点を踏まえまして円滑な議事進行にご協力をお願いいたしたいと、そのように考えている次第でございます。それでは、会議の本論に入りたいと思いますが、事務局に確認いたします。本日、傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

はい、ではお通しください。本日の会議に際し、傍聴を希望されている方がいらっしゃいますので、これを許可します。入場をお願いいたします。

それでは、傍聴の方が着席されましたので、事務局のほうから配付資料の確認をお願いいたします。なお、傍聴の方におかれましては、お手元の東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準に定められております、傍聴人の遵守事項を留意していただきまして、議事に批評を加える、または拍手その他の方法により可否を表さない、騒ぎ立てるなどの議事の妨害をしないこと、事項をお守りいただけるよう、心よりお願い申し上げます。

では、事務局、よろしくをお願いいたします。

・事務局

はい、配付資料について確認をさせていただきます。

事前に配付させていただきました資料は、3点となります。

まず、資料1-1「地域子ども・子育て支援事業（13事業）の説明」についてです。

次に、資料1-2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シート（令和元年7月24日版）」についてです。

次に、資料4-1「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針（案）」についてです。

次に、本日、新たに配付する資料は4点となります。

まず、資料2-1『子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」（補正案）について』です。

次に、資料2-2「子ども・子育て支援事業の状況比較一覧について」です。

次に、資料3「幼児教育の無償化について」です。

次に、資料4-2「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針（案）関連条文」です。
配付資料の確認につきましては以上です。

・会長

はい、ありがとうございます。事務局から資料等の説明がございましたが、お手元の資料、過不足等はございませんでしょうか。資料が多くございますので、ゆっくり確認していただければというふうに思います。また、後ほど議題が進む中で、足りなければ挙手にてご発言いただければというふうに思います。

2 子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについて

・会長

それでは、次に、次第2「子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについて」です。事務局、お願いいたします。

・事務局

次第2に入る前に、事務局より東久留米市子ども・子育て支援事業計画について、少しご説明を申し上げます。こちらの資料は特にございません。読み上げさせていただきます。

現行の事業計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間となっております。現行の事業計画の策定に当たっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現況の利用状況を把握するとともに、利用希望調査としてニーズ調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、地域の実情に応じて、事業計画期間内における具体的な目標設定を行って参りました。そして、毎年度、基本事項の「幼児期の教育・保育施設」、「地域子ども・子育て支援事業」に係る利用状況・施設確保方策の進捗状況などの実績を中心に取りまとめ、点検・評価という形で、東久留米市子ども・子育て会議の意見を聴取しながら進めて参りました。

本年は現行計画の最終年となっております、次の5年間、令和2年度から令和6年度の計画に向けて現在委員の皆様にご意見を伺っている次第でございます。なお、地域子ども・子育て支援事業の13事業につきましては、委員の皆様にご覧いただき資料1-1「地域子ども・子育て支援事業（13事業）の説明」を事前に送付させていただいておりますので、この場での説明は割愛させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについて」ご説明をさせていただきます。お手元に資料1-2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シート（令和元年7月24日版）」をご用意ください。

まず、こちらの資料の概要及び全体に関して説明をさせていただきます。その後、それぞれの事業について、事業の所管課のほうから説明をさせていただきます。

それでは、点検・評価シートの概要についてご説明をいたします。例といたしまして「利用者支援に関する事業」の点検・評価シートをもとにお話をさせていただきます。まず、5ページをお開きください。「利用者支援に関する事業」のところでございます。

「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シート」の一例でございます。

各事業所管課において確保方策、実績、評価などの項目を記載し、今回最新版としてご提示させていただきました。これらについて、皆様からご意見を頂戴した上で、東久留米市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）の各事業に記載がございます今後の方向性と照らしながら、次回以降に会議資料としてお示ししまして、公表に向けて作業を進めて参りたいと考えております。

シートの様式及び項目の種類についてですが、シート中段にあります、「実績の内容」、「所管課による評価」、また、その下の、現時点では空欄ですが、「次年度以降の方向性」、それぞれを明確に切り分けまして、重複が極力ないようにしながら、実績について分析、評価を行いまして、その評価に基づいて、継続して実施するようであればその方向性について、課題があるようであればその課題の解決法の方向性について、「次年度以降の方向性」の部分に記載していきたいと考えております

続けてですが、各事業のシートについてご説明をいたします。説明の流れですが、最初に「幼児期の教育・保育の提供体制の確保」についてご説明をいたしまして、その後、13事業の「地域子ども・子育て支援事業」についてご説明いたします。

まず、幼児期の教育・保育の提供体制の確保で1ブロック、13事業については、子育て支援課と健康課所管の事業説明で1ブロック、児童青少年課所管の事業の説明で1ブロック、3ブロックに分けて説明をして参ります。基本的に各事業担当者から、事業名、確保方策、実績、所管課による評価を説明いたします。

それでは、幼児期の教育・保育提供体制の確保についてご説明いたします。資料1ページをお開きください。それでは、事業担当よりご説明をいたします。

・事務局

それでは、1ページから順を追って説明申し上げます。1ページは1号認定及び2号認定ということで、こちら主に幼稚園の内容でございます。

確保方策でございますけれども、30年度については1,866名でございまして、実績については1,959名で93名プラスでございます。実績の内容につきましては、2段落目でございますけれども、幼稚園及び認定こども園について、新制度に移行しない幼稚園が6園、新制度の幼稚園型認定こども園が1園ございまして、確保方策の実績は合計で1,959名となりました。なお、実利用人数については、下のほうに1,492名となっております。

所管課による評価欄でございます。平成29年度末に閉園した幼稚園があること、また、利用定員の変更があった幼稚園等がございまして、確保方策が減少してございますけれども、当初の確保方策1,866名と比較して93名分上回っていることから、確保方策は満たされてございます。

次年度以降の方向性、今は空欄になってございますけれども、1号認定及び2号認定のうち幼児期の学校教育の希望が強い保護者のニーズに対しては、今後とも幼児期の教育施設または新制度に移行しない幼稚園において確保に努めていきたいと考えてございます。

続きまして、2ページでございます。こちらは保育園の2号認定でございます。

確保方策は平成30年度1,185名に対しまして、実績は1,205名でございまして、プラスの20名でございます。実績の内容については2段落目でございますけれども、認可保育所・認可外保育施設における2号認定児に関し、認可保育所の新設がなされておまして、

定員増が行われて、3歳以上児保育の確保方策の実績は1,205名となっております。

所管課の評価につきましては、確保方策は対前年度比71名増の1,205名でありました。当初見込みの1,185名よりも20名上回ってございまして、これまで提供体制の充足に努めてきましたので、一定の成果があるものと考えてございます。

次年度以降の方向性ですけれども、2号認定児については、上記のとおり確保方策を達成することができております。今後とも、保育需要の動向に注視しながら提供体制の確保に努めて参ります。

続きまして、3ページでございます。今度は3号認定の0歳児の部分でございます。

確保方策は246人、実績は30年度は246人で、プラスマイナス0となっております。実績の内容については2段目ですけれども、本年度は認可保育所の新設がございましたので、0歳児保育の確保方策の実績は246名分となりました。

所管課による評価として、確保方策は対前年度比において23名分増加して、当初見込みである246名を達成することができております。

次年度以降について、3号認定児（0歳児）については、上記のとおり確保方策を達成することができました。今後とも、保育需要の動向に注視しながら提供体制の確保に努めて参りたいと考えてございます。

次に、4ページの3号認定（1・2歳）でございます。

30年度の欄でございますけれども、確保方策は888名に対して、実績は888名でプラスマイナス0でございます。実績の内容については、同じく2段落目でございますけれども、認可保育所が2園新設されたことによりまして、実績は888名となっております。

所管課による評価としても、確保方策は対前年度比で66名増加しまして、当初見込みである888名を達成することができました。

次年度以降は、確保方策は達成できてはおりますけれども、今後とも保育需要の動向に注視しながら提供体制の確保に努めて参りたいと考えております。

・事務局

1ブロック目は以上でございます。

・会長

はい、ここまででございますが、点検・評価シート、これまでも皆様のほうからも色々議論いただきました。皆様の力で作り上げてきたこの点検・評価シートでございますが、主に1号認定、2号認定、3号認定の部分のご説明がありましたけれども、何か皆様からご意見等、また、数字の件に関してご質問等ございますでしょうか。はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

ちょっと確認なんですけど、4ページの確保方策、実績、で、実績の内容のところ、利用実績人数とありますが、結果として896人が保育園に入れているってということなのか、待機児童が出ているということなのか、ちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

・会長

この点に関しては、事務局、お願いいたします。

・事務局

確保方策 888 名に対して 896 名とありますけれども、こちらは主に弾力化等々をしてございまして、その分で入れた部分というふうなことでございます。以上でございます。

・会長

よろしいですか。ほかにご意見、ございますか。

・委員

ここには、そうしたら、入れてない子たちの人数はどこにも載ってこないという形になるんですかね。

・事務局

ここにおきますのは、確保方策の部分、いわゆるそういう、枠の受け入れの部分の数だけの表示でございまして、ここの場面に待機児童の数字が入っては、今はございません。以上です。

・委員

全部のページがそうになっているということですよ。それは載せなくていいものなのか、どう思いますか。

・会長

委員の皆様、いかがですか。これまで、こういった形でずっと続けてきた流れで、皆さんで確認をとりながら一応やってきた流れではあるとは思いますが、非常に貴重なご意見として承りたいというふうに思います。今後も、こういった点検・評価シートの評価の仕方そのものについても、色々と議論が闊達になされるというふうに思いますので、今のご発言をしっかりと受け止めていただいて、今後に役立てていただきたいというふうに思いますが、そのほかはいかがでしょう。もしよろしければ、まだ議題というか、この説明が続きますので、過ぎてからでも気が付いたことを言っていいただければというふうに思いますので、よろしいですかね。では、次をお願いできればというふうに思います。

・事務局

それでは、続きまして第2ブロック、子ども・子育て支援事業に関する事項、13事業に関するシートの説明に入りたいと思います。ここでは、子育て支援課の所管事業と健康課の所管事業、併せてご説明いたします。

まず、利用者支援に関する事業からです。5ページをお開きください。「(1)利用者支援に関する事業」です。

確保方策の表をご覧ください。平成30年度の確保方策は2か所、実績が2か所で、そ

の差は0で、差はなしとなっております。

所管課による評価です。まず、【特定型】についてでございます。子育て中の親子や妊婦等が、保育に関する施設あるいは地域の子育て支援事業の中から、必要な支援を選択して円滑に利用できるように支援を実施する特定型として、一定の機能を果たしていると考え、という評価でございます。

次年度以降の方向性は、【特定型】としては従来と同様に現状を維持しつつ、子育て支援等に係る施設や事業の情報について、積極的な収集・提供を継続して実施し、ニーズに応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を進めていく方向性です。

・事務局

次に、同事業の【母子保健型】についてご説明いたします。

平成30年度より、妊娠期から子育て期、就学前の子育て期に渡るまでの切れ目ない支援を関係機関と連携しながら行う利用者支援事業（母子保健型）を開始いたしました。妊婦面接により、ハイリスク妊婦を早期に把握し、関係機関と連携しながら早期支援につなげています。また、妊娠期から乳幼児の健康や育児等の相談を随時受け、相談・助言等を行いまして、必要に応じて関係機関と連携しながら支援を行っております。また、多問題家庭等に対しましてはケース検討会議を行いまして、関係機関と支援の方法や対応方針について検討を行っております。

評価といたしましては、悩みや不安を抱える妊婦や子育て中の保護者が増えているため、相談事業の重要度が増していると考えております。妊娠早期からの相談支援として、妊婦の全数面接を目指しておりますけれども、経産婦さんの場合は特に不安がなければ面接を希望されないということも多く、面接実施率は約60%にとどまりました。

次年度以降の方向性としましては、要支援ケースを妊娠早期から把握し、早期支援に結び付けるために、妊婦面接実施率の更なる向上を図りたいと思っております。また、ニーズに応じた相談・助言等を行うとともに、必要時関係機関と連携しながら支援を行うことを継続して参ります。

・事務局

引き続き、6ページでございます。「時間外保育事業（延長保育事業）」でございます。

30年度の確保方策は1,308名に対して、実績は1,453名でございまして、プラス145名ということで達成してございます。実績の内容でございますけれども、既存園の事業継続及び新規開設園における事業開始がありまして、その結果、前年度から130名増の1,453名になってございます。利用実績については1,040名でございます。

所管課の評価のところでございますけれども、確保方策における実績の充足度等からみると、目標に掲げる数値と比して145人分超えてございまして、保育ニーズに対応した事業が実施できていると考えてございます。

次年度以降の方向性については、確保方策の数値を達成することができましたけれども、今後とも利用実績を注視しながら提供体制の確保に努めて参りたいというふうに考えております。

ちょっと飛びまして、11ページです。「病児保育事業」になります。

こちらは確保方策が 880 人日に対して、実績が 960 人日で、80 人日プラスが出てございます。確保実績の内容としましては、960 人日となってございまして、利用実績がこの表のとおりに、下のほうですけれども、書かれてございます。

所管課の評価といたしましては、こういった病気の回復前や回復期にある子どもたちを集団保育が困難な時期に保育をすることで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与しており、十分な確保ができていると評価してございます。

次年度以降についてですけれども、提供体制は確保されており、現行の事業実施により対応ができてはおりますけれども、現状は利用者数が横ばいのため、今後とも事業周知を積極的にしていきまして、更なる利用実績の増加につなげて参りたいと考えております。

次に、13 ページに飛びます。こちらは幼稚園の一時預かり、預かり保育に関連するものでございます。

確保方策は 72,382 人日でございまして、実績が 63,978 人日でございまして、8,404 マイナスとなっております。実績の内容といたしましては、63,978 名となっております。利用実績についてもこの表のとおりでございます。

所管課の評価といたしますけれども、幼稚園及び認定こども園における預かり保育、一時預かりは、原則として当該在籍園児を対象として、教育時間の前後または休業日に行われております。これらは、幼稚園・認定こども園を希望する就労等をしている保護者のニーズにも応えるものでございまして、当初の確保方策の見込みを下回る結果となりましたけれども、各園の取り組みによりまして、一定の成果はあるものと考えております。

次年度以降についてでございますけれども、園と協調関係を取りまして、供給量の確保を目指して参りたいと考えております。

次に、14 ページです。こちらは保育園の「一時預かり事業」でございます。確保方策は 42,944 人日に対して、確保実績が 24,819 人日になってございます。私のほうからは、一時預かり事業の箇所だけお話しします。実績の内容としましては、この表のとおり、24,819 人日になりまして、利用実績については、14,057 人日となっております。

所管課の評価でございます。一時預かり事業は、保護者の傷病・入院等への対応や育児等に伴う負担軽減等のための事業でございます。前年度比で 2,295 名分増加したものの、実績は確保方策を下回っておりまして、供給量の確保について検討していく必要があります。

次年度以降についてでございますけれども、確保方策と確保実績の関係で申し上げれば、所管課の評価のとおりではございますけれども、利用実績と確保実績の関係で申し上げれば確保実績のほうが上回っていた状況でもございます。この辺りを踏まえながら、供給量の確保について検討して参りたいと考えております。

また飛びまして、20 ページでございます。「実費徴収に係る補足給付を行う事業」についてでございます。

実績については、利用実績は 2 名ということでございます。

所管課の評価としましては、低所得者世帯の児童の教育・保育の利用が図られるよう、この事業によって負担の軽減が図られているものとして評価できるというふうに考えております。

次年度以降も、引き続き事業を実施していきたいというふうに思っております。

最後、21 ページです。「多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業」ということで、実績として事業者に対する支援等々を実施してきました。

所管課による評価としまして、新制度開始以前については、幼稚園や保育所等からの相談は所管課において受け付け、手続き等に係る支援や助言を行って参りました。本年度においても、こういった支援や助言を継続的に行ってきております。

次年度以降の方向性についても、これまでどおり引き続き手続き等々に対して支援、助言を図って参りたいというふうに思っております。

・事務局

それでは、8 ページをご覧ください。「乳児家庭全戸訪問事業」です。

確保方策としましては、実施体制は健康課の保健師 10 名と、ひがしくるめ助産師会所属の助産師が 5 名です。実績をご覧ください。生後 4 か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況及び養育環境の把握並びに育児等に関する助言を行いました。訪問対象数が 770 件に対しまして訪問数が 761 件、訪問率が 98.8%と過去最高となっております。

所管課による評価としましては、訪問率は昨年度より約 4 %増加しております、高い訪問率を維持しております。未熟児・病児等で入院が長期に及んだり、長期の里帰り出産等で訪問が実施できないケースが一定数いらっしゃるため、訪問率 100%を達成するというのは難しい状況です。産後うつ・虐待・育児困難等、問題が多様化しているケースが多く、本事業を行うことにより、家庭や育児状況の把握、早期からの支援につながっていると考えます。また、本事業による訪問ができなかった母子については、乳児検診時に状況把握や相談支援等を実施しまして、必要に応じ、後日訪問等を行い、フォローを実施しております。

次年度以降の方向性としてしましては、早期から適切な育児支援が提供できるよう、出産後に全ての家庭を訪問し、育児不安の軽減や虐待予防に努めていきたいと思っております。また、全数訪問を目指し、妊娠期より積極的に本事業の周知を図っていきたいと思っております。

続きまして、16 ページをご覧ください。「妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）」です。都内の委託実施医療機関に委託を行いまして、妊婦健診を行っております。

実績としましては、妊娠届出をされた時に、妊婦健診受診票 14 回分と、超音波検査 1 回分、子宮頸がん検診 1 回分、合計 16 枚の受診票を発行しまして、都内の委託医療機関にて妊婦健診を実施していただいております。さらに、里帰り等で都外の医療機関ですとか、助産所で妊婦健診を受診された方に対しましては別途費用助成を行いまして、妊婦健康診査の充実を図っております。妊婦健診票の配布件数は 773 件×16 回分の枚数でございます、受診総数としましては、10,278 回分でございます。

所管課による評価としましては、妊娠届出後に市外転出をされる方や流産等によって、妊婦健診票を使用できない妊婦さんが一定数存在しておりますので、現状においては、妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資する事業として機能していると考えております。

次年度以降の方向性としてしましては、重要な事業であるために継続して実施していく予定にしております。母子健康手帳交付時、市のホームページ等において、妊婦健診受診についての重要性や利用方法について周知を充実していく予定です。以上です。

・事務局

第2ブロック（13事業のうち、子育て支援課、健康課所管事業）の説明は以上でございます。

・会長

はい、どうもありがとうございました。非常に多くのカテゴリからのご説明がありました。こちらの件につきまして、皆様からご意見を再度伺いたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。ご意見はないですか。どうぞ。

・委員

5ページの、健康課のほうの妊婦面接の面接実績比率が約60%にとどまったということで、30年度からやられている事業ということで、とてもいい事業だなと思ってはいるんですけども、私も実は妊娠していて、これを受けたいとは思ったんですけども受けてないんです。理由としては、場所が遠いということと、あとこちらの市役所のほうでもやっているという話は聞いたんですが、どうしても働きながらですと来れる機会が少なく、この市役所でやっている回数も恐らく少なかったかと思うんです。なので、来づらさとか、特に働いていると尚更時間帯も来づらいし、こちらでやる場合は確か予約制だったと思うので、予約しなきゃいけないっていうのもちょっとなかなか面倒だになっていうのもあって、そこら辺をもうちょっと改善できると、この60%がもうちょっと高くなっていくのかなというふうに感じます。

(※) 市役所で実施する回数を決めているのではなく、妊婦さん側のご都合により設定が可能です

・会長

今の〇〇委員のご意見ですけども、何か、どうでしょうか。はい、どうぞ。

・委員

私も同意見で、うちはもう子どもが大きくなったんですが、小さい頃は3歳児健診などでわくわくのほうに行くことが多くて、やはり車がない家庭、うちは車があったんですが、父親とかが乗っていってしまうと車がなくて、その日しかなかかなか健診がやってないっていう時に、バスで行くしかなかった時が1回ありまして、その時すごく大変な思いをしたっていうので、やっぱりうちは金山のほうなので、わくわくだと東久留米の端と端なので、すごく大変だった記憶があり、市役所でやってもらえないかなって思ったりとか、今はスポーツセンターも広くあるので、市内結構広いですし、そういった意味で、妊婦健診もそうですけど、日をずらして場所を変えていただくと、市民のためにもなるんじゃないかなというふうに思います。

・会長

はい、ありがとうございます。私のほうからも、ちょうどこの部分、私もちょっと気になっていたところで、ちょっとこれ役所のほうに確認というか、知りたいんですけど、まず、情報の相談件数が29年度から30年度にかけて非常に多く推移しているんですけ

れども、まずこの点が一点です。何か要因があったかどうかということですね。それから、今、色々と委員の方からもお話がありました、2,652に対して60%の面接実施率と、これは高いと見るか、低いと見るかは、まだ1年しかやっておりませんので判断は難しいところだと思うんですけども、実際には何人ぐらいの方がこれに対応されているのかなというところを教えてくださいたいというふうに思います。お願いします。

・事務局

まず、情報提供の相談件数が、29年度から30年度にかけて倍増というか、こちらにつきましては、経年的に続けていくことで段々にご評価いただいているかなというところと、また、市のホームページですとか、そういったところで積極的に広報している成果ではないかというふうに考えております。以上でございます。

・会長

もう一点、何人ぐらいで面接に当たっているのかという点ですけども。

・事務局

基本的には2人で対応しております。

・会長

逆に、委員の皆様にもちょっとお伺いしたいんですけども、今、〇〇委員からもご意見がありましたけれども、遠いという物理的な要因で行こうと思ったけれども行けないといったことがあった場合ですけど、今の時代、ラインでとか、スカイプがいいかどうか分かりませんが、結構若いお母さん方はそういうことを特に気にせずできる方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういうのは皆さん、いかが考えますか。物理的な理由で、相談したくてもできないというところで、今、医療の現場では結構そういうことをやっていますよね。お医者さんとのやり取りですよね。お薬も含めてですけども。そういった、できるできないは別としましてですよ。役所がね、今の体制で。こういう考えというのは、皆さんの中ではどういうふうにお考えでしょうかね。〇〇委員、いかがですか。

・委員

60%という数字が高いか低いかと言えば、私は比較的高いのかなというふうには思ったんですけども、様々な理由で受けたいけれども受けられないという方がいるということも事実としては分かります。今、会長がおっしゃったような色々な方法が現代においてはあるんじゃないかということも確かにあるということで、そういったことに関しては、妊婦さんぐらいの年代の方でしたらば、事もなげにすることは可能ではないかなというふうに思いますので、これは長期的な考え方でもってそういったような体制を整えていくということが必要に今後なっていくのではないかなというふうには思いますが、今すぐとか、次年度に向けてっていうようなことではちょっと難しいのかなというふうには思います。

・会長

はい、ありがとうございます。そのほかのシートに関して、何かご意見ありませんか。〇〇委員、いかがでしょうか。

・委員

そのほかのシートについて、特に意見という訳ではないんですけど、先ほど〇〇委員のほうから、この前のグループの幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容のところでお話をされていた、ほかの委員のお考えはどうですかって言われたところについての考えを、私はここで述べておきたいと思うんですけど、今、お話しいただいた、子ども・子育て支援事業に関する事項のほうには、比較的、十分達成できてるのかどうかとか、そこは細かく書かれているように思うんですね。それに対して、幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容のところ、ちょっとその情報が今回はなかったというところで、ちょっと段差を感じちゃったかなというところがあるんです。そういったところも含めて、シートの内容とか書き方自体についてはこれまで検討してきたというのは事実なので、ここで変えてくださいということではないんですけども、シート間の段差というのはいないほうがいいのかなっていうところは全体の感想として持ったというところなんです。

・会長

はい、ありがとうございます。〇〇委員、いかがですか。

・委員

先ほどの内容に戻るんですが、会長が言われたラインでの相談ということに関して、私はすごくいいかなって。たぶん皆、ラインされている方、すごく多いと思うので相談しやすいかなっていうふうに思いました。あと、これは本当にすごくいい事業だと私も思います。たぶん、どういう過程を経て面接に至るかというのが先ほど伺った限りでしか分からないんですけども、予約をするほどでもないんだけどちょっと悩んでるっていうお母さんたち、たぶんたくさんいらっしゃるんじゃないかなっていうふうに思うので、例えばお子さんがある程度大きくなってとか、遊べるようになったら、遊び場的なところに来て、ほかのお母さんたちも遊んでいて、そこに保育士さんとか助産師さんとかがいつもいて、何かあったらちょっと悩み事を話せるとか、そういう気軽に利用できる場があったらすごくいいのかなっていうふうには感じました。

・会長

ありがとうございます。今、〇〇委員からお話がありました、そういうたまる場所ってというのは、結構障害者の中ではあったりして、カフェみたいのを三鷹市さんとか、他市なんかでも集まれる場所で、今、お話があったように、回答を求める訳ではないけど聞いてねっていう、聞いてもらえる場所があるっていうのは非常にいいことかなと。気軽に来れるという意味ではとてもいいことかなというふうに思っております。ほかにはいかがでしょうか。はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

先ほどの相談の部分なんですけれども、実際に自分が保育の仕事をしている中で、相談すること自体が行きにくい。今、ワンオペ育児って言われてるじゃないですか。お母さんが1人で頑張ってる。それで、自分が弱音を出したりとか相談すること自体が、それがもう自分がダメな親なんじゃないかと。そういう意味でも、相談事業っていうよりも、さらけ出せるような、自分を出せるような場所を作っていくことには難しいかなと思うんです。だから、例えば育児相談があった中で、個人情報ですから公にはできないんでしょうけれども、例えばこんな形のご相談がありました、こんな話がありましたっていうのがあれば、自分も悩んでいいんだとか、大変だと思っていいんだと、そう思えるようなことをどう作り出していかってというのが大事ではないかなと。その中で、ラインの、会長の案もありだと思いますけれども、僕も仕事の中で見ていて、明らかに大変でしょう、困ってるでしょうと思いますけど、お母さんは大丈夫ですって。でも、大丈夫じゃないんです。大丈夫じゃないっていうことにどう気づかせてあげるかっていうのが、こういった色んなところのやることだと思うので、何回も言ってますけれども、数とデータだけのことでなくて、実際に中身がどういうふうに変わっていくかっていうことが大事だと思うので、そういった部分に、ついでにじゃないですけども、12ページのファミリー・サポートに関しても、なんで増えないのかなと、サポート会員が。やっぱり、ちょっとサポートするだけの余裕がない世帯が増えてきているのかとか、そこを分析していかないことにはこの事業もずっと続けてもどうなのかなというのには正直ありますし。実際に、ベビーシッターを東久留米市で利用されてる方っていうのは把握されてるのかなって、市のほうが。子育て世帯の中で。実際、東京都でもベビーシッターに補助を出してますよね。これは勘違いされてはいけないんですけども、ベビーシッター利用されて事件があったりとか、色んなこともありました。でも、やっぱり保育園に入れないでそういうところを利用している人もいれば、反対に、幼稚園とか保育園みたいな集団の場、ほかの保護者の方との関わりが苦手だからそういうところを利用されてる方もいらっしゃる。そういう部分で、ここにはないけれども、ベビーシッターを利用されている方はどのぐらいいるのかとか、そういう部分も含めて、こういったファミリー・サポート事業っていうもののあり方とか、やり方を見直していくことも必要じゃないかなと思ってます。

・会長

はい、ありがとうございます。貴重な意見をありがとうございます。それでは、議論もまだまだあると思いますが、まだ3ブロック目が残ってございますので、一旦2ブロック目をここで打ち切りにさせていただきます、3ブロック目の説明をお願いいたします。

・事務局

次のブロックでは、児童青少年課の所管事業をご説明します。まず、子育て短期支援事業からご説明いたしますので、7ページをお開きください。

・事務局

それでは、「子育て短期支援事業」についてご説明させていただきます。

確保方策につきましては、平成30年度が730ということでございまして、それに対する実績が730といった形でございます。実績の内容につきましては、保護者が出産や病気等で子どもの養育が一時的に困難な時に、委託先であります児童養護施設にお子様をお預けすることで、その家庭への養育支援を行っているというものでございます。確保方策に対する実績といたしましては、1日当たりの定員が2名×365日ということで、730という形になっております。年間の利用者は延べ360名といった実績でございました。

所管課による評価でございますが、家庭において養育を受けることが一時的に困難になったお子様に対して、宿泊を含め、市が委託する児童養護施設に預けられる事業体制ができていますところでございます。また、年間利用者数は確保方策に対する実績で十分に賄われておりまして、必要な支援が実施できていると考えているところでございます。昨年度と比較いたしまして、年間利用延べ人数は増加している状況でございまして、制度が必要な家庭に対して事業の周知が図られていると考えているところでございます。

次年度以降の方向性といたしましては、現行の事業により、十分に確保方策はなされておりますので、継続実施をしていく予定でございまして、委託先とも連携が円滑に図られておりますので、今後も同様に事業を継続していきたいと考えているところでございます。

続きまして、9ページをご覧くださいいただければと思います。「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」についてご報告いたします。

確保方策のところ、実施体制は子ども家庭支援センター職員になっているところでございます。実施機関は東久留米市子ども家庭支援センターになります。実績は、家庭における安定した養育が実施できるように、養育について支援が必要な家庭に対し、専門職が訪問し、具体的な育児に関する助言、指導、そのほか必要な相談、支援を実施しているところでございます。平成30年度は164件実施している状況でございます。また、必要に応じまして養育支援ヘルパーの派遣を行っておりまして、平成30年度は222件の実施がございました。要保護児童対策地域協議会につきましては、実務者会議を年に4回、代表者会議を年に1回開催している状況でございます。

所管課による評価でございますが、母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業等と連携しながら、育児相談、助言、指導等の支援を行っており、対象となる家庭に対して、養育技術の提供や育児不安の解消について効果をあげていると考えているところでございます。養育支援ヘルパーの派遣数は年々増加しておりまして、支援を必要とする家庭は増加傾向にあると考えているところでございます。

次年度以降の方向性といたしましては、昨年度と同様に育児支援ヘルパーの派遣数がやや増加傾向にございますので、現行の事業内容を維持しつつ、社会資源の把握等に努めていきたいと考えているところでございます。また、専門相談支援については、関係機関との連携を強化するとともに、従事する職員等の研修なども行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、10ページをご覧くださいいただければと思います。「地域子育て支援拠点事業」についてご説明いたします。

平成30年度確保方策が2か所で、実績のほうも2か所という形でございます。実績の

内容といたしましては、地域子ども家庭支援センター上の原と地域子育て支援センターはこぶね館のほうで就学前の子どもとその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報提供等を行っているところでございます。また、子育てに関する悩みの相談を随時行っておりまして、施設の利用者数は地域子ども家庭支援センター上の原に関しましては5,811件でございます。地域子育て支援センターはこぶね館では2,727件となっているところでございます。

所管課による評価といたしましては、子育て中の親子の交流、親にとっての学びや情報交換、子育て相談など、気軽に利用できる地域の子育て支援拠点として機能していると考えているところでございます。引き続き周知を行いまして、利用者の増加を図り、身近な相談窓口として多くの市民の皆様に認識してもらうように考えているところでございます。

次年度以降の方向性といたしましては、現行の事業により、対応できていると考えております。今後も市民の方への周知を行いまして、既存の施設が有効に活用できるようにして参りたいと思っているところでございます。また、子ども家庭支援センターと子育て関連施設、幼稚園、保育所等の地域活動の利用状況を把握してご紹介することで、事業の内容について更なる利用者の増加を図っていきたいと考えているところでございます。

・事務局

続きまして、ファミリー・サポート・センター事業と放課後児童健全育成事業につきまして、ご説明させていただきます。まず、12ページのファミリー・サポート・センター事業、こちらは就学児童分になっております。12ページをご覧ください。これから実績等をご説明させていただきますが、「実績の内容」の部分のところに就学児及び未就学児の平成30年度の活動実績につきまして、A活動依頼件数及びB活動件数の集計数値に、事前配布資料に誤りがございましたので、今回修正させていただいておりますので、そちらの部分をご説明のほうをさせていただきたいと思っております。12ページの就学児の活動実績をご覧ください。Aの活動依頼件数を事前配布資料では1,535と記載しておりましたが、今回、1,606に修正させていただいております。B活動件数につきましては、事前配布資料の1,331人日から1,402人日に修正させていただいております。

続きまして、15ページをご覧ください。こちらの「実績の内容」の部分をご覧ください。C活動依頼件数につきまして、事前配布資料では1,364人日でしたが、今回、1,293人日に修正させていただいております。D活動件数につきましては、事前配布資料では1,100人日となっておりますが、今回、1,029人日に修正させていただいております。今後はこのようなことがないよう、細心の注意を払って参りますので、よろしく願いいたします。

それでは、12ページのファミリー・サポート・センター事業の就学児分からご説明をさせていただきます。確保方策といたしましては、平成30年度は3,905人日となっております。実績につきましては1,549人日となっております。差し引きマイナス2,356人日となっております。実績値につきましては、サポート会員、両方会員の合計数値に1人当たりの年間活動件数23件を掛けまして、そのうち就学児の割合を3分の1として算出した数値でございます。

評価としましては、サポート会員及び両方会員の会員数が増加しなければ、確保方策の数値を達成することは難しい現状となっております。事業内容周知のため、イベントの開催、市広報、市ホームページ、事業者の広報及びホームページで周知活動を行っているところではございますが、なかなか会員増につながっていない現状がございます。

次年度以降の方向性として、サポート会員1人当たりの活動件数、サポート会員数及び両方会員数の増加を目指しまして、事業者と協力して事業の更なる周知に努めて参ります。また、昨今の社会情勢を鑑みまして、援助活動における安全性の確保につきましても、事業者と調整して参りたいと思います。また、委員の方からご意見をいただいた内容につきましても、事業者と情報共有をして参りたいと考えております。

続きまして、14ページをご覧ください。こちらにつきましては、ファミリー・サポート・センターの就学前児童分となっております。30年度の確保方策につきましては、7,811人日となっております。実績につきましては3,097人日となっております。差し引きマイナス4,714人日となっております。こちらにつきましても、ファミリー・サポート会員と両方会員の合計数値に1人当たりの活動件数23件を掛けまして、うち未就学児の割合3分の2を掛けて算出した数値となっております。

所管課の評価としましては、就学児童の評価と同様となっておりますが、サポート会員及び両方会員数の増加がなければ、確保方策の数値を達成することは難しい現状となっております。そのため、就学児童と同様の対応をとって参りたいと思っております。

続きまして、「放課後児童健全育成事業」につきましてご説明させていただきます。17ページをご覧ください。これから実績等をご説明させていただきますが、実績の考え方につきまして、所管課で考え方を整理させていただいております。そのため、事前配布資料と数値が異なっている部分がございますので、まずはその部分につきましてご説明させていただきたいと思っております。

18ページの第二小学校地区の30年度のところをご覧ください。修正箇所をご説明させていただきます。実績につきまして、事前配布資料では150となっておりますが今回120、差分につきましては、事前配布資料では0、今回配布させていただいた資料ではマイナス30と修正させていただいております。

第三小地区をご覧ください。実績につきまして、事前配布資料では130となっておりますが、実績につきまして100に修正させていただいております。差し引きの数字につきましても、0からマイナス30に修正させていただいております。

続きまして、第七小地区をご覧ください。実績につきまして、事前配布資料では140という数字になっておりましたが、今回配布させていただいた資料につきましては、110に修正させていただいております。差分につきましても、0からマイナス30に修正させていただいております。

19ページをご覧ください。本村小学校地区をご覧ください。30年度の実績につきましては、事前配布資料90とお示しさせていただいておりますが、今回の資料で実績につきましては、60に変更させていただいております。差分につきましても、0からマイナス30に修正させていただいております。修正させて頂きました4か所につきまして、特別教室の活用につきまして規定の取り交わしのほうは行われたんですけども、特別教室を使用せずに待機児童を解消することができたため、実績の数値につきましては、

マイナス表現とさせていただきます。

それでは、放課後児童健全育成事業につきまして、確保方策、実績につきましてご説明をさせていただきます。18 ページをご覧ください。確保方策、実績につきましては、各地区の内訳を 18 ページと 19 ページにお示しさせていただきます。

第一小学校地区につきましては、30 年度確保方策 100、実績につきましても 100、差分につきましては 0 となっております。

第二小学校地区につきましては、確保方策 150、実績につきましても 120、差分につきましては マイナス 30 となっております。

第三小学校地区につきまして、ご説明させていただきます。確保方策 130、実績につきましても 100、差分につきましては マイナス 30 となっております。

第五小学校地区の 30 年度の確保方策につきましては 130、実績につきましても 130、差分は 0 となっております。

第六小地区につきましてご説明させていただきます。確保方策 90、実績につきましても 90、差分 0 となっております。

以下は割愛させていただきます。

それでは、確保方策の実績内容につきましてご説明させていただきます。先ほどもご説明させていただきましたが、4 つの小学校区で特別教室の活用に関する規定を取り交わしましたが、特別教室を使用せず、待機児童が解消されたため、第二小地区、第三小地区、第七小地区、本村小地区の 4 か所の実績は各 マイナス 30 人となっております。また、放課後児童健全育成事業の全地区合計の実績は 1,220 人となっております。

所管課による評価としましては、確保方策として、新たに 4 つの小学校区、先ほども申し上げましたが、第二小、第三小、第七小、本村小で特別教室等の活用に関する規定を取り交わしましたが、特別教室等を使用せず、待機児童が解消されました。平成 31 年 3 月時点で待機児童は生じておりません。

次年度以降の方向性として、小学校施設の借用等により、量の見込みに対応する提供体制の確保を目指して参ります。以上です。

・事務局

第 3 ブロックの説明は以上でございます。

・会長

はい、ありがとうございました。〇〇委員からもありましたけれども、役所の皆様におかれましては、非常に丁寧なご説明、大変ありがたくはあるんですけども、内容が多岐に渡るものですから、なかなか頭に入ってこないというのが現実のところでございます、次回以降、またこういった形でご発言いただける機会がございましたら、今一度発表の内容を凝縮していただきまして、割愛できるところは割愛していただくような形で、大変恐縮でございますがポイントを押さえたところのご説明に尽力いただければというふうに思います。恐れ入ります。

今、第 3 ブロックの部分につきましての説明をいただきました。はい、どうぞ。

・委員

この「放課後児童健全育成事業」、どの地区についても待機児童がないということでご報告いただいたんですが、以前にもお願いしたと思うんですが、それぞれの学校の児童数の推移等々が分からなければ、こんなびつたりの数で大丈夫なのかなって素人的には思ってしまう部分もあったり、また、この子ども・子育て支援新制度になってから、4年生から6年生の児童が利用できるようになった、年度当初は色々議題に上がった、お子さんたち等々、年齢別みたいなものも、ひよっとしたら、全体では待機はいない、特別教室も使わなくて済むのかもしれないけれども、どんなふうになっているのかが、ちょっと点検・評価シートを数だけ見る限りでは全然分からないので、ご説明いただければと思います。

・会長

ありがとうございます。ちょっとこの辺りは、今、手元資料であればご説明できる範囲でお願いしたいんですが、なければまた次回宿題という形で。いかがでしょうか。

・事務局

30年度におきましては、年度当初は待機児童が6名といった状況がございまして、その後、その6名に対して、推移を見ながら対応のほうを検討していたところではございまして、年度途中におきまして、その6名の待機児童につきましても解消ができたということで、当初予定をしておりました、特別教室等をお借りしての対応といったところ、お借りせずに待機児童が解消できたといった状況がございまして。確かに、今、委員からご指摘いただきましたとおり、4年生以上の児童の方も学童のほうを利用できるようになりましたから、4年生以上の方で申請される方も増えてきている状況がございまして。ちなみに、今年度におきましては、この会議でもご報告させていただきましたが、4月の段階におきましては83名程度の待機児童が生じている状況がございまして。それにつきましては、特別教室等をお借りするなどの形での対応を検討しているところではございまして、なかなか対応のほうができている状況もございまして。そういったところで、4年生以上の高学年につきましても、申請される児童の方が増えてきておまして、そういった中で待機児童といったところが生じているところもございまして、また、低学年の方につきましても申請が増えている状況もございまして、そういった要因の中で待機児童が今年度に関しましては生じているといったところもございまして、その解消に向けまして、特別教室の活用といったところを、色々な方策について検討しながら対応していく必要があるといったところで、現在対応のほうを検討しているといった状況がございまして。以上でございます。

・会長

はい、よろしいですか。委員の皆様は逆に私のほうからお聞きしたいんですけど、4年生から使えるようになったということの中で、今後、皆さんの見立てとしてはどういった感じを持ってらっしゃいますかね。単純に、増えていきそうかなとか。結構要望としてはありそうじゃないかなというような感覚というのはございまして。

・委員

前に、6年生まで伸ばした時に、ここで話し合いになった時に、色々な委員の意見がありまして、例えば学童に関しても、当時の3年生までいらしての方もいれば、途中でやめられる方もいる。まあ、それは理由は色々で、自分で自宅から遊びに行きたいから、学童に行くよりもやめたほうが良いという方もいれば、反対に、保育園が7時から8時までやっている中で、お家の方が7時とか8時にならないと帰られない、その中で、学童が6時までというところで本当に困っている方もいる。それで、学校の学区も広がっているじゃないですか、色々統廃合とかで。そうすると、特に冬なんかは、東久留米はまだ畑とかいっぱいありますから本当に怖い。学童から帰る時間とかが。そういう時に、早く帰らせたいとか、学童に通うよりかは留守番したほうが良いとか、そういう方が多い。だから、そういう意味では6年生までやっていたほうが、そんなにたくさんは増えないかもしれないですけど、利用したいという人は間違いなくいらっしやいます。ただ、申請をしても、市もご存じのように低学年がまず優先的になりますから、必ず入れるという訳ではない。だから、6年生まで伸ばしましたけれども、定員自体は増えてないので、そういった意味ではきちんとした解決策とはなっていないのではないのかなというのが率直な感想です。

・会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。〇〇委員はいかがですか。

・委員

私も一番下の子が高校1年生になるので、小学校の時のことを思い出すと、記憶があいまいなんですけど、やっぱり小学1～2年生の小さいお子様がいるご家庭は学童で保育をしていただくと安心。3年生ぐらいになると自分で出歩けるようになるので、勝手に帰ってきちゃったりとか、そういう形でやめていく子もいたりとかするっていうことを聞いて、どうなんですかね。1年生から6年生まで、皆が仲良く過ごせる場であればいいのかなと思うんですけど、場所もそんなに広いわけではないですし、ちょっとそういう意味では心配かなっていうのはあるんですけど、5年生、6年生になると、なお行動範囲が広がってくるので、その辺まで周知徹底できるのかなっていうふうに思います。

・会長

はい、ありがとうございます。まだまだご意見をお聞きしたいところですけども、まだ次第の1のところまでございまして、今日やらなければいけないものがまだ山積みでございます。まだご意見をいただきたい方、ご意見をしたい方、いらっしやるかと思っておりますけれども、大変恐縮でございますが、時間に限りがございますので、点検・評価シートに関しましてはここで一旦区切りとさせていただきますというふうに思います。

3 「量の見込み」と実績の比較一覧と補正の考え方について

・会長

それでは、次に、次第3の「量の見込みと実績の比較一覧と補正の考え方について」、事

務局、よろしくお願いいいたします。

・事務局

それでは次第3「量の見込み」と実績の比較一覧と補正の考え方について、ご説明させていただきます。

本件につきましては、前回5月24日の会議におきまして、「第二期子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて、ニーズ量の「量の見込み」の補正案を、第一弾としてお示しさせていただきました。そこで委員の皆様から様々なご意見をいただき、引き続き数字の精査と補正の見直しを行って参りました。今回、最新の補正案として提示させていただくのが、資料2-1『子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」(補正案)』でございます。こちらは令和2年度から5年間の「量の見込み」を1枚にまとめております。こちらに記載されております数値が算出された経緯は、資料2-2の「子ども・子育て支援事業の状況比較一覧」で説明させていただきます。それでは、補正方法の詳細についてはコンサルより説明いたします。

・コンサル

「量の見込み」の補正方法について説明を始めさせていただきます。資料2-2の「子ども・子育て支援事業の状況比較一覧」をご覧ください。

まず、前回お出しした補正案について、より実情に沿った「量の見込み」とするために、作業時の最新の利用実績である平成29年度の利用実績と、国の手引きによって算出された「量の見込み」を比較して、10%以上のかい離がみられた事業については、前回見直しを行わないとしていた事業も含め、全ての事業について補正の要否も含め、精査に努めて参りました。以下、前回会議で提示した補正案から変更のある点について、説明をさせていただきます。

まず、教育・保育事業の(4)3号認定(1~2歳)についてですが、前は補正を行わないとしておりましたが、利用実績と比較して10%以上のかい離が見られる状況であったため、引き続き精査を行って参りました。その結果、ニーズ調査により算出した「量の見込み」が利用実績と比較して高く出た理由として、国から示された設問により把握できるニーズは、時期を指定しない利用意向であり、1歳から2歳の認可保育所等の保育事業を利用する意向のある者の集計に、3歳以降のニーズと捉えるべきものが含まれてしまっていると考えられました。つきましてはこちらについて補正を行い、本来含まれるべきでない3歳以降のニーズを除いた結果を補正後の「量の見込み」として記載しております。

次に、地域子ども・子育て支援事業の(1)時間外保育事業についてでございますが、こちらは前回「915」としておりましたが、こちらについて数値の精査を行っていたところ、ほかの部分では小数点以下の数字を四捨五入していたのに対し、この部分だけ切り上げとなっておりましたので、統一して四捨五入とし、「914」と変更させていただきました。

次に(2)放課後児童健全育成事業ですが、前回、国の手引きに記載された方法にて補正を行いましたが、低学年と高学年の割合が実情に沿わないといった問題点が見られたため、利用実績を用いた補正に変更いたしました。

次に(3)子育て短期支援事業(ショートステイ)ですが、こちらも国の手引きに記載された方法で補正を行っていたところ、令和2年の「量の見込み」が平成29年度の利用実

績よりも低い数値となっていたため、潜在ニーズを考慮するため、利用実績を用いた補正に変更をし、上方修正をいたしました。

次のページをご覧ください。次に（４）地域子育て支援拠点事業ですが、国の手引きによる単純集計では利用実績と比較して約５倍の数値となっておりました。第一期も同程度の数値を「量の見込み」としておりましたが、やはりかい離が著しいため、利用実績による補正を行いました。

次に（５）一時預かり事業ですが、まず「幼稚園型」につきまして、前回は単純集計の数値にそのまま「無償化」提示前と後の利用意向増加分を加味しておりましたが、利用実績と１０％以上のかい離があったため、この事業につきましても、一度利用実績を用いて補正を行ったうえで、さらに「無償化」提示前後の利用意向増加分である２９％を勘案することといたしました。また、「幼稚園型以外」につきましては、前回、国の手引きに記載の方法で補正を行いました。数値の精査を行っていたところ、「量の見込み」算出の手順に一部見落としがあったことが判明しました。そこで、改めて正しい手順で算出を行いました。依然として利用実績と著しいかい離がある状態でしたので、ニーズ調査の結果を用い、「日常的・緊急時もしくは用事の際に祖父母等の親族にみてもらえる」かつ「身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」と回答した者を、実際には当該事業を利用する可能性は低いと想定し、これを控除することによって補正を行いました。

最後に（７）の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）ですが、こちらも利用実績と比較して１０％以上のかい離がございましたので、利用実績を用いて補正を行いました。

以上のような経緯により、今回「量の見込み」として提示させていただきます。ご検討のほど、よろしくお願いいたします。こちらからは以上です。

・会長

はい、ご説明ありがとうございます。「量の見込み」の補正をしましたということ、ほぼほぼ補正をしましたということかというふうに思いますけれども、これに関しましては、国の方針に準拠して、専門の方が更に詳しい精査を加えて、より実績値に近いところで「量の見込み」の補正を出されたというふうに認識しておりますので、これはどうでしょうか。〇〇委員、どうですか。

・委員

教育・保育事業の（４）の補正案のところなんですけど、利用実績と比較してということで、利用実績についてお話を伺ったんですが、この利用実績は先ほどの話だと実績値に待機児童の数は入っていないということだったんですが、そこはどうなっているんでしょうか。教えてください。

・事務局

利用実績でございますので、そちらのほうには待機児童の数は含まれておりません。ただ、待機児童の数と言いましても、全体的な中での定数とその関係というものがございま

すので、なかなかそこに追記するのは難しいのかなという感覚でございます。

・委員

3号認定の1・2歳児に関しては、毎年待機児童が出ているかなと思うんですが、そこもプラスして考えていかないと、実際のこの量の見込みというのを出す時にちょっと違ってきちゃわないのかなという疑問が残るんですが、いかがでしょうか。

・会長

〇〇委員、どうぞ。

・委員

〇〇委員の意見に対して、私は事務局ではないので、私がどうしてこれを見て不思議に思わなかったかということ、理由としては、少なくとも平成29年度の利用実績から今回出ている量の見込みが99人多い訳ですよ。待機児童が99人もいたかっていうと、そこまではいなかったのかなというふうに思い、そう考えると、全体の量の見込みとしては分かってはくはない線だなと、そういった意味では適正なのかなというふうに個人的には思っていて、特に意見を言わなかったし、改めて正確に数を考えていただいたというところは良かったというふうに、補正に対しては適切だなというふうに考えながら拝見しました。

プラスしてあと2点申し上げたいと思っているんですけども、1つは、しかしながらというところで、私は逆に、裏面の(7)のファミリー・サポート・センターですね、こちらははっきりと、先ほどの点検・評価のところ、利用実績と受入れ家庭と言うんですかね、ファミリー・サポートに当たってくださる家庭の開発が難しいというところのお話があったので、そういったところで利用実績で行っちゃうと、照合してどうなのかっていうところが聞いていてちょっと混乱してしまったというところがあって、補正が出るのは、より正確な数値とか、より適切な確保という意味で、今回更に、前回1回されたんだけど、更に詳細にやっていただいたということについては良いんだけど、どうなのかなというところが思って、そこがあるから〇〇委員のような疑問も出てきてしまうのかなというふうに、全項目についてその可能性が今後もあるので、補正の際にはそこをちゃんと考えた上だよというところが書かれていると受け止めとして違うのかなと、こういった議論も必要なくなるのかなというふうに思いました。とはいえ、改めて申し上げますけど、補正が出て良かったなと。2点目としては、補正が出て良かったなと言いつつも、2回目ですよ。1回目でなんでできなかったかなというのは疑問に思うので、何回も出ると、私たちは補正に補正を重ねられてしまうと、じゃあ前回説明をしていただいていたのが納得したのは何だったんだろうと思うので、より丁寧にやったというのは分かるんですけど、来年度以降のこととして、1回で出るといいなと思うので、であれば、お急ぎにならなくて、着実な補正を1回出すというふうにされると、聞いていてもすっきりするのかなというふうに思いました。今回はとても納得をしています。

・会長

はい、ありがとうございます。ほかのご意見、〇〇さんはいかがでしょう。

・委員

〇〇委員が言われたように、補正をたくさんされているので、とても分かりやすく、数値も納得いけるようなものが書かれていると思います。

・会長

ありがとうございます。最終的には、この補正をかけたものが、実績が出た時にどこまでの精度が担保されるかというところは来年度以降のところになるかというふうに思いますので、今、これ以上この補正のところについて突っ込んだところの話、ただ、一方で、〇〇委員がおっしゃっていただいているように、整合性という部分においては、先ほどの評価シートと合わせながら、事務局と連携しながら、この数値の積み上げということを改めてよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

全く別件ではあるんですけども、字が小さいので、もうちょっと大きくしていただけると見やすいのかなというふうに思っております。

本日、冒頭に申しましたとおり、議題が山積しておりますので、いったんは国に準拠した形で再度補正をかけていただいたというところで、一定のご理解を賜ったという認識でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

4 幼児教育の無償化について

・会長

それでは、次に、次第の4になります。「幼児教育の無償化について」、事務局からご説明をお願いいたします。

・事務局

幼児教育の無償化について資料に沿ってご説明をさせていただきます。資料3という形で、A4の縦長のものを配布させていただいております。

1点目、まず「市議会関係」でございます。こちらにつきましては令和元年6月24日に市議会第2回定例会にて無償化の関連予算と「東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例」について可決をいただいております。無償化に関する物事が進められるというような形が整えられたというところでございます。

続きまして、2です。「当市における10月1日以降の利用料制度について」でございます。こちらにつきましては、もう一つ、「子育てのための施設等利用給付認定について」というA3二つ折りの資料の中に「広報ひがしくるめ」の7月15日号の記事を折り込んでおります。こちらのほうが、皆様のご家庭のほうに配布させていただいております。このうち申請が必要なもののみを、本日お配りした資料3の(1)新たに申請が必要なものとして掲載させていただいております。

まず、①新制度に移行していない幼稚園につきましては、保育料の無償化については園児の方の保護者からの全て、申請が必要になります。給食副食費の補助については、年収360万円未満相当世帯の該当者の方、及び第3子以降の児童のみ申請が必要になります。

預かり保育無償化分につきましては、まず、保育の必要性の認定を受けていただく必要がございますので、そちらの申請をしていただいた後に、預かり保育の利用実績により、改めて申請をしていただく形となります。こちらにつきましては、先ほど見ていただいたA3のものが、その時の説明と申請用紙というような形になっております。それにつきましては、市内につきましては、各幼稚園にご協力を賜りまして全て配布をさせていただいて、一定程度の回収のほうが進んでいるというような状況でございます。ありがとうございます。

続きまして、②新制度に移行した幼稚園についてでございます。市内にこちらに該当する園はございません。記入のほうも市外のものとなりますが、預かり保育無償化分については1号児で認定される方は、まず保育の必要性の認定が必要となりますので、そちらの申請をしていただいた後、預かり保育の利用実績により申請をしていただく形となります。

③認定こども園についても、新制度移行幼稚園と全く同じ形となります。

④認可外保育施設については、対象によって異なるのですが、0歳から2歳の住民税非課税世帯については無償化の対象となりますので、まずは保育の必要性の認定のための申請をしていただくこととなります。3歳から5歳については全員が無償化の対象となりますので、こちらについても保育の必要性の認定のための申請をしていただくということになります。こちらについては、施設のほうを通じて、利用者の方に周知のほうをしてもらうというふうに考えております。市内の認可保育所ですとか、地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育）をご利用いただいている方につきましては申請は特に必要ございませんので、不要ということでご説明のほうをさせていただきます。

(2) 保育認定児（3歳から5歳）の給食副食費（おかず代など）の徴収開始についてでございます。これまでもご案内させていただきましたが、給食食材料費は大きく主食費（米飯、パン、小麦）と副食費（おかず）に分けられております。今回、国は3歳から5歳児の児童分について実費徴収の対象として副食費を示しております。当市においても国が資料などで示している副食費分の4,500円（月額）を基本として、実費徴収の対象としております。こちらにつきましては、10月中を目途に各ご家庭のほうに納付書のほうを送付させていただくというような形で考えているところでございます。もちろん、それ以前に副食費の徴収が必要になりますというのは、ご案内のほうは各保育園を通じて配布をさせていただいた後に、納付書のほうを送らせていただくという段取りを踏まさせていただきます。

以下の※印のところについてご説明をさせていただきます。

設置者がこの副食費を徴収するというのがございますので、公立と公設民営保育所分は市が徴収をすることとなります。私立保育所、認定こども園につきましてはそれぞれ園が徴収をするということになります。

次です。実費という位置づけから、園によって金額が変わる可能性があるとも思われますが、現在、確認をしたところ、市内では全保育園が4,500円ということで検討をいただいているとのことでした。保育園によつての違いはないということが今のところ確認されております。

私立園における具体的徴収方法は、各園におきまして現在調整をいただいているところでございます。公立、公設民営園につきましては、当面の間、納付書によりまして金

融機関、郵便局でお支払いいただくことを想定しております。

次です。国制度上、主食費は保護者負担とされております。国の説明におきますと、主食費も保護者が負担するべきものだというような説明をされております。しかしながら、当面の間、東久留米市においては、市から補助を実施しますので保育園については徴収対象外ということでございます。

次に、年収 360 万円未満相当世帯及び第 3 子以降の児童については、給食副食費は免除になります。0 歳から 2 歳児の給食副食費については、無償化前後で変更はありません。0 歳から 2 歳については無償化の対象ではございませんので、これまでどおり、同じ扱いというところでございます。

次に、大きな 3 点目でございます。周知の進捗状況でございます。こちらにつきましては、令和元年 7 月上旬に市内及び近隣市幼稚園に申請書類、先ほどご説明させていただいたものを配布と、集めていただくことを依頼させていただいております。また、7 月 15 日号の「広報ひがしくるめ」にも関連記事を掲載しております。

今後、保育所をご利用の皆様は無償化についてお知らせする文書を配布させていただくため、私立園と公設民営園と公立園、それぞれ内容が若干異なってくるようなところがありますので、それぞれの園と園長会などで調整をしながら、準備を進めているところでございます。説明は以上でございます。

・会長

はい、ありがとうございました。今の日本において非常に関心が強い、この幼児教育の無償化についてでございました。皆様から何かご意見ございますか。〇〇委員、いかがですか。大丈夫ですか。〇〇委員、どうぞ。

・委員

先ほどもファミリー・サポートのところでお話しさせていただいたんですが、今回、国の無償化の対象として、ベビーシッターも対象に入ってますよね。それは、東久留米市としてはどのようにお考えなんですかね。

・事務局

ベビーシッターの方につきましても、東京都の認定を受けたというか、東京都の名簿に記載されている事業者が無償化対象なのかと思うんです。それで、実は東京都のほうから、事業をやられている方についての情報提供が、ようやくここにきて資料のほうが出てきたところでございます。そこから利用者の方というところを探っていく、もしくは事業者の方を通じて情報のほうを提供させていただいてというようなことになろうかと考えてございます。ただ、原則としましては、保育の必要性がある子が対象となります。ですので、保育の必要性がありながら、保育所には通わずに、ベビーシッターだけを利用しているという形になりますので、実際に無償化の対象となる方がどれだけいらっしゃるかというのは、これから調査をして、把握して参りたいと考えているところでございます。以上です。

・会長

ありがとうございます。〇〇委員、いかがですか。この話題については。

・委員

子ども・子育て新支援制度が始まる時と同じように、非常にタイトなタイムスケジュールで、都道府県、各市区町村に下りた途端に全部やらなくてはならなかった市の担当課の方には、東久留米市が一番早くこういう情報が下りてきてまして、7月上旬なんていうところはほぼありませんでしたので、保護者にとっても、事業者にとっても、早く動いていただけたのは大変助かるということになっております。突然、1週間前に来て、1週間の期間をもって宅急便で送れという市もありましたし、非常に事業者側にタイトな日程での要求があったりとか、逆にお隣の清瀬市なんかはもう諦めてしまい、全ての各家庭に送られて、この夏休み中に、というやり方を選択されたところもありますが、やっぱり保護者とすると、うちの幼稚園でも5つ6つの市区町村から来てますので、どこかが始まれば、なんでうちだけ来ないのということになる、そういう状況の中、東久留米市の子育て支援課のほうには大変感謝しております。ありがとうございます。

・会長

これはまさに、この会議で皆様のほうからご意見で、10月1日にスムーズにこの制度が移行できるようにという厳しいご意見をたくさんいただいた後の、市役所の皆様の結果ではないかなというふうに思っているところでございます。とはいうものの、やはりまだまだ理解が難しい方もいらっしゃる、もしくはまだ周知が徹底できてないところもあろうかというふうに思いますので、これに満足することなく、この制度のことにつきましては、また何かそういうチャンスがありましたら、周知徹底していただきたいというふうに思います。皆様の手元資料に、7月15日号の東久留米市の市報があろうかというふうに思うんですけど、これちょっと、私個人的には、例えばですけれども、これ、それぞれ新制度に移行していない幼稚園とか、いくつか新制度に移行した幼稚園という括りで分かれてるんですけど、結局、私が行きたい幼稚園は新制度に移行しているのか移行していないのかが、分からないっていうそもそものところがあるんじゃないかなと個人的には思っていて、もしこれを書くんだったら、ここにカッコ書きで、市内の幼稚園でここが対象ですよってあればなお親切だったんじゃないかなと。そうしたら、私が狙っていた幼稚園はここだったということで、分かるんじゃないかなというふうに思うんですけど、これ、私だけですかね。いずれにしましても、市民の皆様にこういった周知を分かりやすく、これからも丁寧にやっていただければなというふうに思います。

5 「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針（案）」について

・会長

それでは、次に最後の議題になりますかね。次第5「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針（案）」についてです。事務局、よろしく願いいたします。

・事務局

それでは、「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針（案）について」ご説明させていただきたいと思います。

資料4-1、1ページをご覧くださいと思います。まず、「はじめに」といたしまして、運営方針（案）策定についてでございます。こちらの運営方針（案）の策定につきましては、平成30年11月に庁内プロジェクトチームよりまして、本市における学童保育所と放課後子供教室の運営体制について、事業拡大も踏まえた上での、事業のより効果的・効率的な運営に係る市長への報告が行われたところでございます。こちらの報告では、学童保育事業における新たな運営案といたしまして、安定的な事業の継続性を確保しながら、利用する児童の保護者から求められている延長育成を実施するためには、民間活力の導入が考えられるとしているところでございます。この報告を受けまして、平成31年度施政方針に基づきまして、この「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針（案）」を策定したところでございます。

現在、市内の学童保育所、市内の全ての小学校区ごとに、1または2施設ずつ設置されておりまして、合計で20の学童保育所が直営で運営されている状況でございます。学童保育所における育成支援は主に学童保育所の所舎で行っておりますが、入所児童数に応じまして、小学校の特別教室等を借用いたしまして、育成支援を行っている状況でございます。

開所日時等につきましては、平日の月曜日から金曜日、登校日に関しましては下校時から午後6時まで、学校休業日につきましては午前8時15分から午後6時までとなっております。土曜日は午前8時15分から午後4時15分までとなっております。休業日は日曜日、国民の祝日、あとは年末年始といった形でございます。

続きまして、3ページをご覧くださいと思います。学童保育所における課題についてでございます。

本市の学童保育所におきましては、平成18年度から嘱託員主体による運営を行っておりまして、現在に至っております。本市における学童保育所の職員配置体制は、独自に、児童数15名に対し、嘱託員1名を配置して運営を行っているところでございます。

学童保育所の量の見込みにつきましては、30年度から31年度につきましては、ほぼ変わらず推移することを見込んでおりましたが、31年度の学童保育所の申請児童数は量の見込みを大きく上回っておりまして、当面の間は現状以上の職員体制が必要になることを見込まれる状況でございます。

一方、学童保育所の職員の採用につきましては、嘱託員の募集に31年4月からの募集につきましては応募がないなど、労働力人口の減少などによる、労働市場におけるいわゆる人手不足の状況や、保育士や教員などの採用に当たっての資格要件が影響していると思われる、将来に向かって安定的な事業の継続をどのように図るかといったことが課題となっている状況でございます。

2つめの延長育成についてでございますが、延長育成につきましては、多摩26市におきまして22市と、多くの自治体で行われている状況でございます。学童保育の所管課でございます児童青少年課では、延長育成に係るニーズを把握するために、学童保育所を利用している児童の保護者の皆様にアンケート調査を実施させていただきました。そちらのアンケート調査の回答を取りまとめましたところ、平日の延長育成が必要との回答が約40%ご

ざいまして、そのうち 19 時までの延長を希望する回答が最も多く、約 62% ございました。土曜日の延長育成が必要との回答が約 37% ございまして、そのうち 18 時までの延長を希望する回答が最も多く、約 49% ございました。この結果を踏まえまして、延長育成に対する要望があること、及びニーズの傾向を把握するに至ったところでございます。

延長育成を実施するに当たりましては、開所時間の延長に伴いまして、職員を増やして対応していく必要がございますが、嘱託員の採用が困難な現状では、延長育成に対応する人員体制を整えることは難しく、一定のニーズがある延長育成を実施するに至っていないことが課題となっているところでございます。

続きまして、4 ページをご覧くださいいただければと思います。学童保育所における課題への対応についてでございます。

今後も労働力不足など、嘱託員の採用を巡る状況に困難が見込まれる中、将来に向かって安定的な事業の継続をどのように図るかということ、また、利用者から一定のニーズがある延長育成の実施に至っていないこと、これらのことにどのように対応していくかといったところが課題としてあるところでございます。

直営による運営では、採用における応募者が減少傾向にある中で、退職者を補充し、運営体制を保つことが年々難しくなっているという状況がございます。また、延長育成の実施に当たりましては、職員を増やして対応していく必要がございますが、嘱託員の採用が困難な状況から、これに対応する人員体制を整えることは難しく、実施に至っていない状況でございます。

一方、民間活力を導入した場合においては、事業者の持つ多様な人材確保案の中で、様々な任用形態や運営形態などの民間のノウハウが活かされ、人員体制が整えられた上で安定的な事業の継続、及び延長育成の実施が可能となることを見込まれるところでございます。また、事業者選定におきましてはプロポーザルに選定を行うことにより、民間による運営のノウハウを活かした様々な企画提案が期待できると考えております。多摩 26 市におきましても、17 市で指定管理や業務委託などが行われており、民間の力が活用されている状況がございます。これらのことから、安定的な事業の継続をどのように図るかという課題への対応と、利用者から一定のニーズがある延長育成を実施するに至っていないという課題への対応として、民間活力の導入が有効な方策となると考えているところでございます。

続きまして、「V. 今後の学童保育所の運営方針について」でございます。

(1) 学童保育所の運営形態についてでございます。学童保育所における課題への対応については、直営による対応では困難であることから、民間活力を導入することによって対応することを目指すものでございます。学童保育所において民間活力を導入するに当たりましては、包括的な管理運営を委ねる指定管理者制度では、民間活力を導入する学童保育所と直営の学童保育所において、施設管理や学童保育所費の徴収方法に差異が生じるところでございます。指定管理者制度におきましては、施設管理や学童保育所費の徴収を受託する事業者さんのほうで行うこととなりますので、民間の事業者さんがそういった施設の管理や徴収を行うといったところと、引き続き直営で行う学童保育所におきましては、引き続き市が施設管理や学童保育所費の徴収を行うといったところの差が生じるといったところでございます。

一方、業務委託におきましては、学童保育所の施設管理や学度保育所費の徴収などは市

が行いますことから、施設管理や学度保育所費の徴収方法に差異は生じないということでございます。従いまして、民間活力を導入するに当たりましては、当面の間は、施設管理や学童保育所費の徴収方法に差異が生じない業務委託により行うこととしたいと考えているところでございます。

続きまして、5ページをご覧くださいいただければと思います。

(2) 延長育成についてでございます。延長育成に係るアンケート調査の回答を見ますと、平日は19時までの希望が最も多く、土曜日は18時までの希望が最も多い状況となっております。アンケート調査における要望状況等も考慮いたしまして、業務委託をする学童保育所におきましては、平日は19時まで、土曜日は18時までの延長育成の実現を目指したいと考えているところでございます。なお、直営の学童保育所につきましては、現段階では延長育成に対応する人員体制を整えることが難しいことから、当面の間は実施せず、これまでと同様の運営を行うものでございます。

延長育成に当たりましては、この事業拡大に伴いまして、延長育成料を別途負担していただきたいと考えているところでございます。延長育成料につきましては、他市における実施状況なども考慮した上で金額を定めることといたしたいと考えております。また、アンケート調査の回答を見ますと、延長育成料について日額での金額設定を希望する回答が、平日では約57%、土曜日では約54%あり、日額での設定を希望する声が多い状況でございます。しかし、月額を希望する回答も、平日では約25%、土曜日では約15%ございます。延長育成料の設定に当たりましては、このアンケート調査の結果等も考慮いたしまして、日額と月額が併用できる仕組みを整えていくと考えているところでございます。

続きまして、(3) 業務委託を実施する学童保育所でございます。現在、待機児童が生じている学童保育所におきましては、待機児童対応を優先することといたしまして、待機児童の生じていない学童保育所を対象に、令和2年4月のスタート時点では、2校で業務委託を導入したいと考えているところでございます。現在、待機児童が7月の段階で生じている学童保育所につきましては、二小と三小と五小と七小と南町小がございまして、そちらの待機児童が生じている学校の学童保育所におきましては、待機児童対応を優先することといたしまして、それ以外の待機児童の生じていない学童保育所を対象に導入する見込みについては検討いくことを考えているところでございます。

業務委託を導入する学童保育所につきましては、アンケート調査における要望状況等も考慮いたしまして検討していきたいと考えているところでございます。なお、事業者選定に当たりましては、公募型のプロポーザルにより事業者を選定いたしまして、3年間の長期継続契約による業務委託の実施を目指すものでございます。また、業務委託に当たりましては、東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援単位といたしまして、おおむね40人ごとに2人の放課後児童支援員による運営を原則としたいと考えているところでございます。

続きまして、(4) 放課後児童支援員の資格要件についてでございます。嘱託員の採用が困難な状況につきまして、幅広い人材の活用の観点から、東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例における、職員の資格要件については、国に合わせて見直しを行っていききたいと考えているところでございます。こちらの資格要件につきましては、資料4-2をご覧くださいいただければと思います。資料4-2におきまして、

まず、現在の東久留米市の条例をお示しさせていただいておりますが、第11条の第3項の1号から3号のこちらの保育所資格を有する者ですとか、学校の教諭となる資格を有する者ですとか、一般財団法人児童健全育成推進財団が認定する児童厚生一級指導員、または児童厚生二級指導員の資格を有する者といったところが、現在の東久留米市の資格要件となっているところでございます。一方、国の資格要件につきましては、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）こちらの第十条第3項、第一号から裏面の第十号までが国の資格の要件となっているところでございます。

今回、お示しさせていただいておりますが、国の基準に合わせた見直しを行いたいと考えているところでございます。併せまして、それに伴いました条例改正などが必要になれば、今後、条例改正のほうをさせていただきたいと考えているところでございます。併せまして、今回、こちらの第3項の省令のところで改正がございまして、第3項、放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事または地方自治法第254条の19、第1項の指定都市の長が行う研修を修了した者でなければならないと示されているところでございます。こちら、これまでには都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないといった省令でございましたが、今年の4月で改正がございまして、指定都市、こちらは政令で指定する人口50万人以上の市の長が行う研修といったものも対象として含まれるようになったものでございまして、こちらの一号から十号の資格要件に合わせて、改正を行わせていただきたいと考えているところでございます。資格の基準につきましては、見直した資格要件につきまして、直営と業務委託の双方の学童保育所の放課後児童支援員に適用させていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、運営方針案、5ページの(5)でございまして、民間活力導入後の運営方針についてでございます。業務委託による運営状況や学童保育所を取り巻く状況を考慮しながら、業務委託の拡大等について検討していこうと考えているところでございます。

続きまして、6ページをご覧くださいと思います。「VI. 今後のスケジュールについて」でございます。今後のスケジュールにつきまして、1点だけご説明させていただきたい点がございまして、8月に「東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画」の策定というところがございまして、こちらの実施計画におきまして、民間活力を導入いたします学校2校について、お示しさせていただきたいと考えているところでございます。従いまして、8月にこちらの実施計画をお示しさせていただくに当たりまして、実際に民間活力を導入する意向をお示しさせていただくというところがございまして、運営方針(案)の説明については以上でございます。

・会長

はい、ありがとうございます。会議の時間も差し迫っているところでございますが、実はこの案につきまして、〇〇委員より各委員の皆様宛て、私も含めますが、意見書をいただいておりますという情報でございます。皆さん一度、時間がなくてございますが、お手元に参りましたら、こちらのほうを一読して、黙読をしていただければでしょうか。大変恐縮な時間帯でございますが、内容を確認してください。

皆さん、今、お読みいただいている最中ではございますが、時間の関係もございまして

で、〇〇委員よりこちらの要望書に関するポイントをもしよろしければ委員の皆様のほうにご提示いただければというふうに思います。簡潔によろしくお願いいたします。

・委員

今回、この学童保育所の運営方針（案）が出されるということで、そもそもが僕らの学童保育の連合会で市のほうとやり取りをしてこれが出されたということで、これは市のほうの取り決めだけで決めることではない。やはり、条例を変える旨であるならば、きちんとやっぱり子ども・子育て会議にかけてやるべきではないかと。その理由の一つとして、皆さんがこの方針（案）を読んでどのように感じたかをお聞きしたい部分もあるんですけども、まず何よりも、15人の子どもに対して1人だった指導員が、なぜ20人に対して1人というふうに低下しなければいけないのか。延長保育に関しても、アンケートを取って、ニーズがあるからやると言っているにも関わらず、なぜ延長保育のニーズの多いところではなくて、待機児童数の少ないところからやるのか。矛盾がちょっと色々感じられます。そういう中で、更にこれが、例えばですが、百歩、千歩、一万歩譲っても、2年後、3年後くらいだったらまだ話し合えようというのは分かるんですけども、来年なんです。そういうところが、本当に、先に民営化ありきというところで、子どもたちとか保護者の方たちにいかに丁寧にやっていくかということが欠けているじゃないかと。その部分に関しては、これまでも保育園の民間化に関しても、色んな部分でここで取り扱ってくださいということに関しては、諮問でなければできないということは十分承知していますので、今回のこの部分に関しては、しっかりと私たちがこの子ども・子育て会議の場に、この学童保育所の運営方針（案）に関しては、論議をしたり検討する場を諮問事項として挙げていただきたいと、そういうところを強く要望したいと思ってこれを出させていただきました。今日、この説明を受けて、はい、分かりましたとなる内容ではないと思います。15人に対して1人と、20人に対して1人ということに関して、皆さんがどういうイメージを持たれてるか分かりませんが、とてつもなく大変だと思いますよ。指導員の先生たちの立場というのは。反対に、なぜ先生たちを募集しても来ないのか、それはやっぱり、学童指導員の先生たちの労働条件、賃金とかそういう部分はどうか。そういったところに課題はなかったのか。実際に、学童保育の利用料も値上げしましたよね、何年前に。それが活かされてるのか。その分が先生たちの賃金が上がってるところに活かされているのであれば、まだ納得します。そういう色んな部分で、やっぱり説明不足じゃないかと思えますし、今回のこの説明会に関しては、まだどこの学童保育所が民営化するかも決まっていなくて、全学童で説明会を行った。それは何故なんだ。反対に、市民説明会はしないということの説明会で答えているということも聞いてます。それも何故なんだろうと。そういう色んな部分で、先に進めるべきことではなくて、しっかり論議していくべきではないかと思えます。

・会長

はい、ありがとうございます。まず、今、市側に向かってお話しされてますが、この委員の中で一度、今、〇〇委員がお話しいただいたことを考えるべきことだろうというふうに思います。委員がおっしゃっていただいたように、まず、私、この会の会長の立場とし

ては、個別、具体的な15人対1人とか20人対1人ということと、また民営化の話とちょっと次元が違う部分もあろうかというふうに思うんですね。ですので、その部分につきましては、また皆さんと議論ができればというふうに思いますけれども、以前、昨年度もこういった形で〇〇委員のほうからもご要望をいただいたと思うんですけども、それはもうぜひ皆さんとこの学童の運営方針のあり方についてのご議論を、まさにするべきだというふうに思っております。ただ、この会の性質としては、諮問を市長にお願いするものではないので、そこはちょっと切り離して考えるべきかなと。但し、この議論に関しましては議事録としてしっかり残りますので、所轄していただいている担当課のほうにしっかりとそれは投げかけていきたいというふうに思います。少なくとも、今、〇〇委員が各委員の皆さんにいただいたこの要望書というものを、しっかりと皆さんも一度持ち帰っていただいて、ご検討いただきたいというふうに思っているところでございますが、私の意見に対してもそうですし、何かそのほか、ちょっと時間が大変押し迫っているところでございますが、ご意見いただける方、いらっしゃいますか。では、どうですか、〇〇さん。

・委員

学童のことに関しては、市内のことは私もよく分からないんですけども、資料の4-2の職員の方の、これとても難しくて分からないんですけども、簡潔に言うと、資格がない方は職員になれないということでもよろしいのでしょうか。そういうことですね、はい。それは、臨時職員の方においても同じということなんではないでしょうか。はい、分かりました。すみません、私、練馬区の学童にお手伝いに行ってるものですから、私は全く無資格なんですけど、たまたま友達から、臨職さんが人が足りないからちょっとお手伝いに来てくれないうことで行ってます。あとは、広報を見ていると、説明会をやりますというのが何回も何回も載っているの、働く方が足りないんだというのはずっと感じていたんですけども、この間ファミレスで、無料の募集の冊子が置いてありますよね。その中に、練馬区の学童さんが募集をかけてたんですよ。こういうこともあるんだなって思ったので、まあそこに掲載するのにお金がかかるかどうかはちょっと分からないんですが、東久留米でもこれやっていいんじゃないかなというふうに感じましたので、ちょっとお話ししたいなと思いました。

・会長

では、〇〇委員、時間がないところで大変恐縮ですが、よろしくお願いします。

・委員

先ほど、〇〇委員のほうから学童のほうに課長さんが出向いて説明会を行ったということだったんですけど、一応、私、保育園のほうの連合会から来てますので、保育園のほうでも、保育園に上がった子たち、大体の方たちが学童を使うので、そちらのほうにも何か、なりますよ的な、本当に1枚でもいいから何かもらえないかという話もしたんです。そして、ちょっと難しいということで、一応連合会の会員の保育園の方たちには私のほうからメールを送らせていただいて、お知らせはしたんですけども、恐らく幼稚園の方たちも学童にその後、行く方たちだっていっぱいいると思いますし、そういうところにも、こ

のパブリックコメントをやってますよというのは一応市報には載ってましたけど、プラスでお知らせいただけたら良かったのになって、改めて今、思っています。

・会長

ありがとうございます。前回もこういった形のご要望書をいただいたところでございますが、我々委員、それぞれの立場から委嘱されて、こちらの委員の構成の一員として来ているところでございますので、全体を俯瞰して、様々なご意見を頂戴しているところでございます。ですので、〇〇委員からのご要望に関しましては、今、皆さんと一定程度以上、こういったものを含めてご議論をさせていただいたところでございますが、更に要望という形であれば、制度の問題になると思うんですけども、先ほど来申し上げているように、ここで諮問事項を市長に提言するという決議を取る機関ではないものですから、それは切り離してお考えいただきたいというふうに思います。逆を言えば、連合会として市長に直接こういったご要望書を、すでに出されているかもしれませんが、そちらのほうで対応していただければというふうに思います。まだまだ議論が出し尽くされていないかもしれませんが、こういった貴重なご意見をやはり皆様におかれましても、それぞれの立場はありますけれども、この学童の運営方針というものは非常に重要なことのひとつであるというふうには皆さんも認識されていると思いますので、ぜひとももう一度こちらを持ち帰りまして、皆さんなりの見識で、こちらのほうを考えていただければなというふうに思っております。

・委員

持ち帰ってそれはどうなるんですか、今後。市のほうも、これを今、説明していただいて、それでどうしたかったんですか。こういう運営方針（案）を出しましたと、説明がありました。それで、この場でどのようにしたかったんですか。会長が今、配慮していただいて、1回持ち帰って考えてきましょうって言いましたが、それは次回どのように生かされるんですか。持ち帰って考えて。

・会長

これに関しましては、少なくとも皆さんがそれぞれの立場で、まずお考えいただくということに尽きると思います。まずはそこから始まるのではないかなというふうに思ってます。大変申し訳ないんですけども、この会議の場で何かまとまった意見としてこうであるべきだというものを何か投げかけるものではないと、そういう性質のものではないというふうに認識しています。

・委員

諮問事項の部分は承知してます。それは難しいだろうなとは思いましたが、やっぱりこれはちゃんとやるべきことじゃないかなと思ったので、こういう要望書を出させていただきました。で、それを持ち帰って、皆が考えて、僕は本当に今日、こんな時間になるとは思ってませんでしたから、本来ならばこのことだけでも30分ぐらいは時間をかけるべきじゃないかと思ってます。やっぱり本当に、委員の皆さん一人一人がこの内容に関してどう

感じたのか、考えられたのか。本当に、15人に対して1人っていう指導員の配置が、20人に対して1人になるということをどう感じるのか。そういう色んな部分を、率直な部分を聞きたかった。それが、今回は時間がないので持ち帰るのであれば、そういう場を次回に設けていただけるのであればまだ納得はします。でも、今日ここだけで終わるといふのであれば、それはどうなんだろうなど。それでまた、ちゃんと子ども・子育て会議で諮りましたと言われるのは、ちょっとそれは納得できません。実際に、副会長も保育園を運営されていて、民営化したところは20対1ですよ、してないところは15対1ですよって、そういう差があっているんですか。同じ東久留米市の学童保育所で。そういう問題なわけですよ、これは。なぜ民営化したところだけ土曜日は6時まで伸びて、民営化してないところは今までと変わらないのか。色んなところで差をつけているわけじゃないですか。そのことを報告を受けました。はい、分かりましたで終わっていい問題なんですかっていうことです。それはどうしようもないっていうことは分かります、立場的に。この会議の性質として。ですから、市がなんでここでこの報告を出して、どうしたかったんですかというのを聞きたいです。

・事務局

今、諮問等についてのご要望書などもいただいているところではございますけれども、この子ども・子育て会議につきましては、市長の諮問に応じてご意見を聴取する、また、必要に応じてご意見を聴取するために、市民が議論をする会議であるという基本があるところでございます。この子ども・子育て会議へのご要望につきましては、ご要望いただいたものについて議論する立場ではないといったことで、ご理解をいただきたいと思いますが、なお、子ども・子育て支援事業計画の策定に関しまして、基本的記載事項に基づきまして事業計画を策定しているところではございますが、放課後児童健全育成事業につきましては、量の見込みを定め、提供体制の確保内容とその実施時期を定めることとされているかと思っております。運営方針に係る内容は、事業計画に記載すべき事項ではございませんので諮問は行いませんが、本日、こういった形で議題としてご説明させていただきましたのは、この方針案につきまして色々なご意見を伺って参りたいと考えているところではございますので、ぜひ委員の皆様から色々この運営方針（案）に関しましてこの場で意見を頂戴できたらと思っております。

・委員

次回の会議の時に、これを読んだ感想だとか、意見とかを上げる場があるという訳ですよ。今日はこれ以上やっても本当に皆さん持ち帰りですし、大変だと思いますから、説明を受けましたが、じゃあ次回という形で、そういう場があるということで理解していいですか。

・事務局

今回、こういった形でご説明させていただきました、今回議題としてご説明させていただきましたのは、こちらにつきましては、運営方針（案）についてのご意見を色々伺いまして、またパブリックコメントも行っておりますので、そういったパブリックコメントの

ご意見ですとか、これまでも学童保育所のほうで色々ご説明をさせていただきまして、色々ご意見をいただいておりますので、そういったご意見を考慮させていただきまして、運営方針につきまして策定していきたいと考えているところでございます。本日、議題として、こういった形でご説明をお示しさせていただきましたのは、ぜひこの機会をもちましてご意見を伺いまして、運営方針の策定に当たりまして、そういったご意見も伺いたいと思って今回させていただいたところでございます。

・会長

事務局、ありがとうございます。〇〇さんからご意見をいただいて、皆さんに意見を聞きました。まだまだ聞き足りてないところがありますので、大変申し訳ないんですけども、それはやりたいと思ってます。私としてはね。ただ、先ほどこちよっただけ気になったのは、30分もらえるかと思ったという話なんですけど、この場においてはたくさんの大事なことを、こっちも大事なこと、あっちも大事なことの中でやっているんで、そういう前提で話されると私も辛いところがあるんですけども。私が言いたかったことは、皆さんに本当に考えてもらいたいきっかけになったと思うんです。ですので、皆さんからのご意見を頂戴したいとは思っています。それはメール等でも結構ですし、時間がある方は直接市のほうにお話しに行っていたいただいても結構だと思います。この後、もう時間がないので大変申し訳ないんですけども、次回の会議というのは次の回の1個前の回になるので、このメンバーでやり切らなければいけない議題がいくつか山積しているんですね。だからこそ、〇〇委員からのご提案を反故にするのではなくて、今、皆さんに私が申し上げたように、今、こういったご発言をいただいた後、こういう要望書もいただきましたので、各委員の皆様がそれぞれ、もしかしたらここで発言するよりももっと色んなことが書けるかもしれない、言えるかもしれないというメリットもあろうかというふうに思いますが、そういった形でご納得いただけるということによろしいですか。

・委員

会長の今のご発言に私は賛成なのですが、1点確認させてください。メールや意見を申し上げる相手、お伝えする相手は直接課ですか、それとも会長ですかということです。というのは、私たちは子ども・子育て会議に参加している人間です。ですから、会議体としてこのようなご意見が出ました。メンバーから出ましたっていうことにするのであれば、場が設けられないのであれば、せめて会長への取りまとめのほうで、会長にはご負担かけるんですけど、そのほうが会議体としては適切だと思います。個々に課に伝えるということであれば、それは会議体としての発言ではなくなるのではないかということに危惧するので、会長のご発言に賛成だからこそ、ご負担はおかけするんですけど、例えばそのような形を検討されてはどうかと思います。いかがでしょう。

・会長

私はそのつもりでございましたので。委員、いかがですか。

・委員

集まった意見が、ちゃんとこの場で、まあ次回やるのがたくさんあるというのはもちろん重々承知の上ですけれども、こんな意見があった、こういうふうになってますということは、また市のほうからもちやんとこれ報告されたわけですから、それでまたこの会議で集めるというのであれば、それをまたちゃんと報告していただきたいというのと、あと、その後どういうふうな動きになっていくのか、こちらとしてはあくまでも、来年に民営化するというのは無謀であるとは感じてますけれども、恐らく市はこちらに出ているスケジュールに沿ってやっていくと思います。ただ、この中で行われた各学童での説明会の詳細、何人参加されてどんなことが質問とかあったのかとか、そういった部分もやはり大事なことだと思いますし、民営化するかしないかって、来年の学童の待機児童ももっと変わると思うんです。そういう部分で大きなことで、私たちもこの子ども・子育て会議の内容と大きく関連しますから、そういう部分できちんと経過の説明とか報告も取り入れていただければいいかと思います。

・会長

ありがとうございます。それでは、皆様からのご意見でございますが、私のメールアドレスを事務局にご連絡をいたしますので、それを聞いていただいて、直接いただければというふうに思います。

6 その他

・会長

大変長時間で、時間のコントロールがなかなか難しかったところでございますが、明日から最高気温がどんどん上がっていくということでございますので、ぜひとも、皆様お体にはご自愛いただきたいというふうに思うところでございます。

次回開催は8月下旬に予定しております。先ほど申し上げましたように、次のメンバーにバトンタッチする上においても、次の会議も大変重要な会になろうかというふうに思いますので、会議の日程に関しましては、改めまして私と事務局のほうで調整させていただければというふうに思います。

7 閉会

・会長

今日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。

以 上